

本庁舎等電力設備保安点検業務
仕様書

沖縄県総務部管財課

業務仕様書

1 基本事項及び目的

本委託業務は、本庁舎、北部合同庁舎、中部合同庁舎、旭町会館、旧県立図書館及び知事公舎の電力設備を安全で信頼度の高い状態に維持するため、なおかつ、設備機器の耐久性の向上を意図した保安点検業務（以下「業務」という。）を実施し、行政庁舎等の公共建築物としての機能を良好な状態に維持し、公共の利益に寄与していくことを目的に業務の遂行に当たらなければならない。

従って、請負者は業務の実施にあたり、庁舎等の重要性及び特殊性を充分認識しこの仕様書に示されない事項であっても、業務の性質上で当然と思われるものは実施するものとする。

2 保安管理体制

(1) 本業務の実施にあたっては、以下の規程を遵守しなければならない。

a. 沖縄県本庁舎等電気工作物保安規程（本庁舎）

b. 電気工作物保安規程（合同庁舎等）

(2) 保安規程で規定する本庁舎、北部合同庁舎、中部合同庁舎、旭町会館、旧県立図書館、知事公舎の電気主任技術者は、請負業者の資格者から選任する。また、電気主任技術者との連絡・調整員は、管財課担当職員若しくは管財課が指名した者とする。

(3) その他保安管理体制で、重要な変化が生じたときは、相互の協議事項とする。

3 対象設備

(1) 高圧受変電設備

(2) 低圧配電設備等

(3) 自家用発電設備（旭町会館除く）

(4) その他の設備

4 保守点検業務の内容

保安のための保守点検業務は、定期点検と法定点検（精密点検）とし、別添点検要領に準じて実施する。

なお、対象設備等に故障等の重大な事態が発生し、県からその旨の連絡があった場合は、速やかに対応するものとする。

(1) 定期点検

対象設備を停電作業を伴わないで、測定器又は五感等で状況点検し設備機器の異常状態を判断する作業。

絶縁監視装置を設置し監視する場合：以下のア～エが可能な時、北部合同庁舎、中部合同庁舎、旭町会館、旧県立図書館、知事公舎の点検は隔月点検とする。（電気事業法施行規則第53条第2項第5号の頻度に関

する告示による)

ア 絶縁監視装置は請負者が機器のリース、設置を無償で行うこと。

イ 絶縁監視装置にて 24 時間 365 日監視を行うこと。

ウ 絶縁監視装置に通報が入った時、請負者は即座に発注者へ連絡し、緊急など必要な場合は即座に対応すること。

エ 絶縁監視装置の故障又は障害発生した場合にはこれの交換・修理等を無償で行うこと。ただし、発注者の責めによる故障等はこの限りでない。

絶縁監視装置を設置できない場合：すべての場所において毎月 1 回の点検を行うものとする。

ただし、沖縄県本庁舎に関しては毎月 1 回の点検とする。

(2) 法定点検（精密点検）

対象設備を年に 1 回停電させ、試験器・測定器及び動作試験等並びに清掃手入れを行い、設備機器の機能・性能の状態を判定すると共に設備機器の周辺環境整備を行う作業。

業務の性格上、長時間の停電を伴うことから、作業実施は通常の県庁の勤務時間外に実施されなければならない。

(3) 臨時点検等

故障等で県から要請を受けて行う点検又は状況把握のために臨時で行う点検緊急を要する際には、連絡をして 30 分以内に現場へ到着し対応すること。

5 業務の再委託

(1) 契約の主たる部分は以下のとおりとする。

契約金額の 50% を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) その他簡易な業務は以下のとおりとする。

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データ入力及び集計

6 異常等の報告

この業務を遂行中に設備機器の異常等を発見し、軽微な調整等の措置の範囲を超え、修理等の改善が必要であると判断されるときは、県へ状況及び改善策を合わせて文書で報告しなければならない。

なお、緊急を要するときは、口頭で報告して応急措置等の対策を講じる。

7 安全の確保

業務の遂行にあたっては、関係法令の遵守に努め、事故の防止等の安全対策に

万全を期さなければならない。

8 法定点検時の業務計画書

この業務の実施に先立ち、次の事項を記載した実施計画書を電子データで提出し、電気主任技術者若しくは県の担当者と打ち合わせを行わなければならない。

- (1) 作業の実施方法及び実施概要
- (2) 作業の実施体制
- (3) 作業の実施工程表
- (4) 作業の種別毎の詳細（点検項目、良否判定基準、方法等）
- (5) 作業員名簿
業務上の責任者（以下「業務責任者」という。）等の名簿及び資格を要する業務にあつてはその充足を示す書類（主任技術者名簿等）
- (6) 仮設、養生等の計画
- (7) 使用機材等一覧表
- (8) その他必要な事項

9 報告書

報告書の作成にあつては、電気主任技術者若しくは同等以上の能力を有し、報告事項を的確に判定できる者が作成すること。なお、明瞭で誤脱のない書類として電子データで提出すること。

10 検査及び立会い確認等

受託者は、委託契約書第18条に定める検査及び県が指定する業務の終了時等には県担当職員の立合いを求め確認を受ける。

ただし、県が承諾した場合には、写真、記録等により確認を受けることができる。

11 機材等の負担区分

この業務に必要な工具及び機材等は、原則として受託者が負担するものとする。ただし、電力及び用水等は無償で提供する。

12 災害等における非常時の対応について

本庁舎、北部合同庁舎、中部合同庁舎、旭町会館、旧県立図書館及び知事公舎において、火災、地震、津波、新型インフルエンザ等による非常事態が発生した場合は、本業務に優先的に人員の配置及び消耗品の補充が出来るような体制を構築すること。

13 必要事項の充足

本仕様書は、設備機器の保安点検の大綱を示すものであることから、仕様書に記載されていない事項であっても常識的に必要と認められるものについては、受託者においてこれを充足するものとする。

点検要領
本庁舎等電力設備保安点検業務

総務部管財課

<本庁舎>

1 定期点検（毎月1回実施）：基本的に測定器・五感による点検

(1) 受変電設備（高圧部）

- a. 屋外ケーブル等
- b. 断路器
- c. 高圧遮断器
- d. 電力ヒューズ
- e. PCS
- f. 開閉器類
- g. 高圧母線
- h. 変圧器
- i. 計器用変成器
- j. 避雷器
- k. 配電盤表面
- l. 配電盤裏面
- m. コンデンサー
- n. その他

(2) 受変電設備の点検内容

- a. 各部の外観目視点検
- b. 異音・異臭及び過熱・変色・亀裂・発錆の有無点検
- c. 汚損・損傷及び油漏れの有無点検
- d. 機器温度の目視点検及び接続部の活線温度測定
- e. その他計器の指針状況等の必要な点検
- f. 変圧器中性線の漏れ電流測定

(3) 自家用発電機設備（ガスタービン発電機2台）

- a. 発電機・配電盤
- b. 原動機関係
- c. 充電器関係
- d. 蓄電池
- e. その他

(4) 自家用発電装置の点検内容（無負荷試運転）

- a. 各部の外観目視点検
- b. 各電圧・電流等の指示計器の点検
- c. 各温度計及び圧力計等の指示計器の点検
- d. ガバナーの点検及び潤滑油油面並びに油の劣化状況の点検
- e. 燃料の高圧及び低圧フィルターの点検
- f. 燃焼油用ストレーナの洗浄
- g. 配管部からの漏れ有無及び汚損・損傷・変形の有無の点検
- h. 端子箱及び各部ナットの緩みの有無の点検
- i. 始動状況及び運転中の機器の状況点検
- j. 運転中の異音及び振動等の状態点検
- k. 蓄電池の油面・沈殿物・極板・隔離板・端子・温度・比重の点検等
- l. その他自家用発電設備の維持管理に必要な点検

(5) 負荷設備（低圧部）

- a. 低圧配電盤
- b. 屋内幹線設備（バスダクト）
- c. 蓄電池設備
- d. 充電装置
- e. 低圧用変圧器
- f. ケーブル等
- g. その他

(6) 負荷設備の点検内容

- a. 各部の外観目視点検
- b. 変圧器中性線の漏れ電流の測定・結果の判定
- c. 支持物の欠落状況の有無
- d. 異音・異臭及び過熱・変色・亀裂・発錆の有無点検
- e. 汚損・損傷及び油漏れの有無点検
- f. 蓄電池の油面・沈殿物・極板・隔離板・端子・温度・比重の点検等
- g. その他負荷設備の維持管理に必要な点検

2 自家用発電装置の定期点検及び法定6ヶ月点検

(1) 点検対象設備等 (6, 600V 1,500kVA×2台)

- a. エンクロージャ及び台床
- b. ガスタービンエンジン
- c. 発電機及び始動装置
- d. 配電盤
- e. 始動用蓄電池設備及び充電装置
- f. 燃料小出槽
- g. 配管及び配線設備
- h. 発電機室の環境及び換気装置

(2) 点検項目及び内容 (停止状態及び無負荷試運転で可能な点検)

定期点検に準じ次の事項を追加する

- a. 発電機関係の絶縁抵抗測定
- b. 蓄電池各セルの電圧・電解液比重・電解液温度の測定
- c. 過電流・過電圧及び地絡過電圧継電器試験及びシーケンス試験

3 法定点検 (年1回精密)

基本的に停電を要する点検事項を、試験器・測定器を用いて機能及び性能を検査し、さらに、インターロック等の正常な動作状況を試験する。

また、点検実施にあたっては警察棟の法定点検と同じ日に実施し、警察棟の受変電設備保安点検業務受託業者と連絡等を密に行い、事故が発生しないようにしなければならない。

(1) 試験・測定及び機能点検項目

- a. 高圧回路の絶縁診断 (24回路)
- b. 地絡方向継電器 (67) の性能試験 (20台)
- c. 逆電力継電器 (67G) の性能試験 (2台)
- d. 過電流継電器 (51、51G) の性能試験 (21台)
- e. 過電圧継電器 (59、59G) の性能試験 (3台)
- f. 地絡過電圧継電器 (64、64G) の性能試験 (4台)
- g. 不足電圧継電器 (27、27G) の性能試験 (7台)
- h. 真空遮断器機能試験 (34台)
 - (A) 絶縁抵抗測定、開閉極不揃試験、真空度測定、接触測定
 - (B) 分解、油注入メンテナンス上記 (A)、(B) を毎年交互に行う。本年度は (A)
- i. 高圧進相コンデンサー機能試験 (3台)
- j. 接地抵抗測定：簡易測定法 (48極)
- k. 計器較正試験：単要素 (30個)
- l. 計器較正試験：二要素 (6個)
- m. 漏電警報器試験 (13個)
- n. シーケンス (1式：118回路)、インターロック試験 (1式：15回路)

- o. 活線温度測定（1式：245箇所程度）
- p. 低圧絶縁抵抗測定：分電盤二次側含む（3，376回路程度）
- q. 高圧絶縁抵抗測定（26回路）

(2) 自家用発電装置の試験・測定及び機能点検項目

定期点検及び法定6ヶ月点検に準じて実施し、次の事項を追加する。

- a. 発電機関係の全ての電気回路の絶縁抵抗測定（概ね24回路）
- b. 現場盤・現場監視盤・中央監視盤間のシーケンス試験（38回路）
- c. 実負荷総合運転（約2時間程度）
発電装置の機能及び機械・機器の性能の点検及び異音の発生等の異常の有無の点検。その他、非常用発電装置としての目的が達成出来る状態にあるかを総合的に点検する。

(3) その他

- a. 仮設電源の設置及び撤去
- b. 機器・盤内及び電気室内の清掃等による環境整備
- c. 設備・機器機能及び保安全管理上で必要な試験・測定

<北部合同庁舎>

1 定期点検：基本的に測定器・五感による点検

低圧絶縁監視装置等を設置して監視を行う場合は、隔月点検とする。

(設置できない場合、毎月1回の点検とする。)

(1) 受変電設備 (高圧部)

- a. 屋外ケーブル等
- b. 断路器
- c. 真空遮断器
- d. 電力ヒューズ
- e. PCS
- f. 開閉器類
- g. 高圧母線
- h. 変圧器
- i. 計器用変成器
- j. 避雷器
- k. 配電盤表面
- l. 配電盤裏面
- m. コンデンサー
- n. その他

(2) 受変電設備の点検内容

- a. 外部全般の目視点検
- b. 異音・異臭及び過熱・変色・亀裂・発錆の有無点検
- c. 汚損・損傷及び油漏れの有無点検
- d. 機器温度の目視点検及び接続部の活線温度測定
- e. その他計器の指針状況等の必要な点検

(3) 自家用発電設備 (低圧3相200kVA)

- a. 発電機・配電盤
- b. 原動機関係
- c. 充電機関係
- d. 蓄電池
- e. その他

(4) 自家用発電設備の点検内容 (無負荷試運転)

- a. 外部全般の目視点検
- b. 各電圧・電流等の指示計器の点検
- c. 各温度計及び圧力計等の指示計器の点検
- d. ガバナーの点検及び潤滑油油面並びに油の劣化状況の点検
- e. 燃料の高圧及び低圧フィルターの点検
- f. 燃焼油用ストレーナの洗浄
- g. 配管部からの漏れ有無及び汚損・損傷・変形の有無の点検
- h. 端子箱及び各部ナットの緩みの有無の点検
- i. 始動状況及び運転中の機器の状況点検
- j. 運転中の異音及び振動等の状態点検
- k. 蓄電池の油面・沈殿物・極板・隔離板・端子・温度・比重の点検等
- l. その他自家用発電設備の維持管理に必要な点検

(5) 負荷設備 (低圧部)

- a. 低圧配電盤
- b. 屋内幹線設備 (バスダクト)
- c. 蓄電池設備
- d. 充電装置
- e. 低圧用変圧器
- f. ケーブル等
- g. その他

(6) 負荷設備の点検内容

- a. 外部全般の目視点検
- b. 変圧器中性線の漏れ電流の測定・結果の判定
- c. 支持物の欠落状況の有無
- d. 異音・異臭及び過熱・変色・亀裂・発錆の有無点検
- e. 汚損・損傷及び油漏れの有無点検
- f. 蓄電池の油面・沈殿物・極板・隔離板・端子・温度・比重の点検等

- g. その他負荷設備の維持管理に必要な点検
- (7) 太陽光発電設備（小出力発電設備）
 - a. 太陽電池及び付属装置
 - b. 蓄電池
- (8) 太陽光発電設備（小出力発電設備）の点検内容
 - a. 外部全般の目視点検
 - b. 異音・異臭及び過熱・変形・汚損・腐食・発錆の有無点検
 - c. 蓄電池の油面・沈殿物・極板・隔離板・端子・温度・比重の点検等
 - d. その他計器の指針状況等の必要な点検

2 法定点検（年1回精密）

基本的に停電を要する点検事項を、試験器・測定器を用いて機能及び性能を
検査し、さらにインターロックの正常な動作状況等を点検する。

- (1) 試験・測定及び機能点検項目
 - a. 高圧回路の絶縁診断（6回路）
 - b. 地絡方向継電器（6 7）の性能試験（6台）
 - c. 過電流継電器（5 1）の性能試験（6台）
 - d. 不足電圧継電器（2 7）の性能試験（1台）
 - e. 接地抵抗測定（5極）
 - f. 避雷器性能試験（1組）
 - g. VCB遮断器機能試験（6台）
 - h. 高圧進相コンデンサ機能試験（4台）
 - i. シーケンス試験（2 6動作）
 - j. インターロック試験（2動作）
 - k. 低圧絶縁抵抗測定（1式：分電盤二次側含む）：（1 1 1回路程度）
 - l. 高圧絶縁抵抗測定（6回路）
- (2) その他
 - a. 自家用発電機の実負荷総合運転による性能点検
 - b. 仮設電源の設置：携帯用発電機
 - c. 機器・盤内及び電気室内の清掃等による環境整備
 - d. 機器機能及び保安管理上で必要な試験・測定

<中部合同庁舎>

1 定期点検：基本的に測定器・五感による点検

低圧絶縁監視装置等を設置して監視を行う場合は、隔月点検とする。

(設置できない場合、毎月1回の点検とする。)

(1) 受変電設備 (高圧部)

- a. 屋外ケーブル等
- b. 断路器
- c. 真空遮断器
- d. 電力ヒューズ
- e. 開閉器類
- f. 高圧母線
- g. 変圧器
- h. 計器用変成器
- i. 避雷器
- j. 配電盤表面
- k. 配電盤裏面
- l. その他

(2) 受変電設備の点検内容

- a. 外部全般の目視点検
- b. 異音・異臭及び過熱・変色・亀裂・発錆の有無点検
- c. 汚損・損傷及び油漏れの有無点検
- d. 機器温度の目視点検及び接続部の活線温度測定
- e. その他計器の指針状況等の必要な点検

(3) 自家用発電設備 (低圧3相125kVA)

- a. 発電機・配電盤
- b. 原動機関係
- c. 充電機関係
- d. 蓄電池
- e. その他

(4) 自家用発電設備の点検内容 (無負荷試運転)

- a. 外部全般の目視点検
- b. 各電圧・電流等の指示計器の点検
- c. 各温度計及び圧力計等の指示計器の点検
- d. ガバナーの点検及び潤滑油油面並びに油の劣化状況の点検
- e. 燃料の高圧及び低圧フィルターの点検
- f. 燃焼油用ストレーナの洗浄
- g. 配管部からの漏れ有無及び汚損・損傷・変形の有無の点検
- h. 端子箱及び各部ナットの緩みの有無の点検
- i. 始動状況及び運転中の機器の状況点検
- j. 運転中の異音及び振動等の状態点検
- k. 蓄電池の油面・沈殿物・極板・隔離板・端子・温度・比重の点検等
- l. その他自家用発電設備の維持管理に必要な点検

(5) 負荷設備 (低圧部)

- a. 低圧配電盤
- b. 屋内幹線設備 (バスダクト)
- c. 蓄電池設備
- d. 充電装置
- e. 低圧用変圧器
- f. ケーブル等
- g. その他

(6) 負荷設備の点検内容

- a. 外部全般の目視点検
- b. 変圧器中性線の漏れ電流の測定・結果の判定
- c. 支持物の欠落状況の有無
- d. 異音・異臭及び過熱・変色・亀裂・発錆の有無点検
- e. 汚損・損傷及び油漏れの有無点検
- f. 蓄電池の油面・沈殿物・極板・隔離板・端子・温度・比重の点検等

g. その他負荷設備の維持管理に必要な点検

2 法定点検（年1回精密）

基本的に停電を要する点検事項を、試験器・測定器を用いて機能及び性能を検査し、さらにインターロックの正常な動作状況等を点検する。

（1）試験・測定及び機能点検項目

- a. 高圧回路の絶縁診断（6回路）
- b. 地絡方向継電器（67）の性能試験（5台）
- c. 過電流継電器（51）の性能試験（7台）
- d. 不足電圧継電器（27）の性能試験（1台）
- e. 接地抵抗測定（8極）
- f. 避雷器性能試験（1組）
- g. VCB遮断器機能試験（7台）
 - (A) 行政棟設置（2台）は、絶縁抵抗測定、油注入メンテナンス
 - (B) 保健所棟設置（5台）は、真空度測定、接触測定、絶縁測定
- h. シーケンス試験（13動作）
- i. インターロック試験（4動作）
- j. 低圧絶縁抵抗測定（一式：分電盤二次側含む）：（54回路程度）
- k. 高圧絶縁抵抗測定（6回路）

（2）その他

- a. 自家用発電機の実負荷総合運転による性能点検
- b. 仮設電源の設置：携帯用発電機
- c. 機器・盤内及び電気室内の清掃等による環境整備
- d. 機器機能及び保安管理上で必要な試験・測定

<旭町会館>

1 定期点検：基本的に測定器・五感による点検

低圧絶縁監視装置等を設置して監視を行う場合は、隔月点検とする。
(設置できない場合、毎月1回の点検とする。)

(1) 受変電設備 (高圧部)

- a. 屋外ケーブル等
- b. 断 路 器
- c. 真空遮断器
- d. 電力ヒューズ
- e. P C S
- f. 開閉器類
- g. 高圧母線
- h. 変 圧 器
- i. 計器用変成器
- j. 避 雷 器
- k. 配電盤表面
- l. 配電盤裏面
- m. コンデンサー
- n. その他

(2) 受変電設備の点検内容

- a. 外部全般の目視点検
- b. 異音・異臭及び過熱・変色・亀裂・発錆の有無点検
- c. 汚損・損傷及び油漏れの有無点検
- d. 機器温度の目視点検及び接続部の活線温度測定
- e. その他計器の指針状況等の必要な点検

(3) 負荷設備 (低圧部)

- a. 低圧配電盤
- b. 屋内幹線設備 (バスダクト)
- c. 低圧用変圧器
- d. ケーブル等
- e. その他

(4) 負荷設備の点検内容

- a. 外部全般の目視点検
- b. 変圧器中性線の漏れ電流の測定・結果の判定
- c. 支持物の欠落状況の有無
- d. 異音・異臭及び過熱・変色・亀裂・発錆の有無点検
- e. 汚損・損傷及び油漏れの有無点検
- f. その他負荷設備の維持管理に必要な点検

2 法定点検 (年1回精密)

基本的に停電を要する点検事項を、試験器・測定器を用いて機能及び性能を検査し、さらに、インターロック等の正常な動作状況を試験する。

(1) 試験・測定及び機能点検項目

- a. 高圧回路の絶縁診断 (2回路)
- b. 地絡方向継電器 (67) の性能試験 (1台)
- c. 接地抵抗測定：簡易測定法 (3極)
- d. シーケンス (1式：1回路)
- e. 低圧絶縁抵抗測定 (一式：電盤二次側含む)： (18回路)
- f. 高圧絶縁抵抗測定 (2回路)

(2) その他

- a. 仮設電源の設置及び撤去：携帯用発電機
- b. 機器・盤内及び電気室内の清掃等による環境整備
- c. 設備・機器機能及び保安管理上で必要な試験・測定

<旧県立図書館>

1 定期点検：基本的に測定器・五感による点検

低圧絶縁監視装置等を設置して監視を行う場合は、隔月点検とする。

(設置できない場合、毎月1回の点検とする。)

(1) 受変電設備 (高圧部)

- a. 屋外ケーブル等
- b. 断路器
- c. 真空遮断器
- d. 電力ヒューズ
- e. 開閉器類
- f. 高圧母線
- g. 変圧器
- h. 計器用変成器
- i. 避雷器
- j. 配電盤表面
- k. 配電盤裏面
- l. その他

(2) 受変電設備の点検内容

- a. 外部全般の目視点検
- b. 異音・異臭及び過熱・変色・亀裂・発錆の有無点検
- c. 汚損・損傷及び油漏れの有無点検
- d. 機器温度の目視点検及び接続部の活線温度測定
- e. その他計器の指針状況等の必要な点検

(3) 自家用発電設備 (低圧3相100kVA)

- a. 発電機・配電盤
- b. 原動機関係
- c. 充電機関係
- d. 蓄電池
- e. その他

(4) 自家用発電設備の点検内容 (無負荷試運転)

- a. 外部全般の目視点検
- b. 各電圧・電流等の指示計器の点検
- c. 各温度計及び圧力計等の指示計器の点検
- d. ガバナーの点検及び潤滑油油面並びに油の劣化状況の点検
- e. 燃料の高圧及び低圧フィルターの点検
- f. 燃焼油用ストレーナの洗浄
- g. 配管部からの漏れ有無及び汚損・損傷・変形の有無の点検
- h. 端子箱及び各部ナットの緩みの有無の点検
- i. 始動状況及び運転中の機器の状況点検
- j. 運転中の異音及び振動等の状態点検
- k. 蓄電池の油面・沈殿物・極板・隔離板・端子・温度・比重の点検等
- l. その他自家用発電設備の維持管理に必要な点検

(5) 負荷設備 (低圧部)

- a. 低圧配電盤
- b. 屋内幹線設備 (バスダクト)
- c. 蓄電池設備
- d. 充電装置
- e. 低圧用変圧器
- f. ケーブル等
- g. その他

(6) 負荷設備の点検内容

- a. 外部全般の目視点検
- b. 変圧器中性線の漏れ電流の測定・結果の判定
- c. 支持物の欠落状況の有無
- d. 異音・異臭及び過熱・変色・亀裂・発錆の有無点検
- e. 汚損・損傷及び油漏れの有無点検
- f. 蓄電池の油面・沈殿物・極板・隔離板・端子・温度・比重の点検等

g. その他負荷設備の維持管理に必要な点検

2 法定点検（年1回精密）

基本的に停電を要する点検事項を、試験器・測定器を用いて機能及び性能を検査し、さらにインターロックの正常な動作状況等を点検する。

(1) 試験・測定及び機能点検項目

- a. 高圧回路の絶縁診断（2回路）
- b. 地絡方向継電器（67）の性能試験（1台）
- c. 過電流継電器（51）の性能試験（5台）
- d. 不足電圧継電器（27）の性能試験（1台）
- e. 接地抵抗測定（4極）
- f. 避雷器性能試験（1台）
- g. VCB遮断器機能試験（絶縁抵抗測定、油注入メンテナンス）（7台）
- h. シーケンス及びインターロック試験（15動作）
- i. 低圧絶縁抵抗測定（一式：電盤二次側含む）：（45回路）
- j. 高圧絶縁抵抗測定（2回路）
- h. 漏電警報機（1台）

(2) その他

- a. 自家用発電機の実負荷総合運転による性能点検
- b. 仮設電源の設置：携帯用発電機
- c. 機器・盤内及び電気室内の清掃等による環境整備
- d. 機器機能及び保安管理上で必要な試験・測定

<知事公舎>

1 定期点検：基本的に測定器・五感による点検

低圧絶縁監視装置等を設置して監視を行う場合は、隔月点検とする。

(設置できない場合、毎月1回の点検とする。)

(1) 受変電設備 (高圧部)

- a. 屋外ケーブル等
- b. 断 路 器
- c. 真空遮断器
- d. 電力ヒューズ
- e. P C S
- f. 開閉器類
- g. 高圧母線
- h. 変 圧 器
- i. 計器用変成器
- j. 避 雷 器
- k. 配電盤表面
- l. 配電盤裏面
- m. コンデンサー
- n. その他

(2) 受変電設備の点検内容

- a. 外部全般の目視点検
- b. 異音・異臭及び過熱・変色・亀裂・発錆の有無点検
- c. 汚損・損傷及び油漏れの有無点検
- d. 機器温度の目視点検及び接続部の活線温度測定
- e. その他計器の指針状況等の必要な点検

(3) 自家用発電設備 (低圧3相65kVA)

- a. 発電機・配電盤
- b. 原動機関係
- c. 充電機関係
- d. 蓄電池
- e. その他

(4) 自家用発電設備の点検内容 (無負荷試運転)

- a. 外部全般の目視点検
- b. 各電圧・電流等の指示計器の点検
- c. 各温度計及び圧力計等の指示計器の点検
- d. ガバナーの点検及び潤滑油油面並びに油の劣化状況の点検
- e. 燃料の高圧及び低圧フィルターの点検
- f. 燃焼油用ストレーナの洗浄
- g. 配管部からの漏れ有無及び汚損・損傷・変形の有無の点検
- h. 端子箱及び各部ナットの緩みの有無の点検
- i. 始動状況及び運転中の機器の状況点検
- j. 運転中の異音及び振動等の状態点検
- k. 蓄電池の油面・沈殿物・極板・隔離板・端子・温度・比重の点検等
- l. その他自家用発電設備の維持管理に必要な点検

(5) 負荷設備 (低圧部)

- a. 低圧配電盤
- b. 屋内幹線設備 (バスダクト)
- c. 蓄電池設備
- d. 充電装置
- e. 低圧用変圧器
- f. ケーブル等
- g. その他

(6) 負荷設備の点検内容

- a. 外部全般の目視点検
- b. 変圧器中性線の漏れ電流の測定・結果の判定
- c. 支持物の欠落状況の有無
- d. 異音・異臭及び過熱・変色・亀裂・発錆の有無点検
- e. 汚損・損傷及び油漏れの有無点検
- f. 蓄電池の油面・沈殿物・極板・隔離板・端子・温度・比重の点検等

g. その他負荷設備の維持管理に必要な点検

2 法定点検（年1回精密）

基本的に停電を要する点検事項を、試験器・測定器を用いて機能及び性能を検査し、さらに、インターロック等の正常な動作状況を試験する。

(1) 試験・測定及び機能点検項目

- a. 高圧回路の絶縁診断（2回路）
- b. 地絡方向継電器（67）の性能試験（1台）
- c. 過電流継電器（51）の性能試験（1台）
- d. 接地抵抗測定：簡易測定法（3極）
- e. シーケンス（3動作）
- f. 低圧絶縁抵抗測定（22回路：電盤二次側含む）
- g. 高圧絶縁抵抗測定（2回路）

(2) その他

- a. 自家用発電機の実負荷総合運転による性能点検。
- b. 仮設電源の設置及び撤去：携帯用発電機
- c. 機器・盤内及び電気室内の清掃等による環境整備
- d. 設備・機器機能及び保安管理上で必要な試験・測定